

※提出部数はすべて 2 部（1 部は控えとして押印後、届出者に返却します）

	事由	届出の種類	届出時期	備考
1	公害防止統括者（公害防止統括者の代理人）を選任、死亡・解任したとき	公害防止統括者（公害防止統括者の代理人）選任、死亡・解任届出	選任した日から 30 日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 資格は不要 • 常時使用する従業員数が 21 人以上の工場は選任が必要 • 業務を統括・管理する者（例：工場長等）を充てること
2	公害防止管理者（公害防止管理者の代理人）を選任、死亡・解任したとき	公害防止管理者（公害防止管理者の代理人）選任、死亡・解任届出	選任した日から 30 日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 資格を有する者 • 施設区分に応じて必要な有資格者を選任
3	上記 1、2 の届出をした特定事業者の地位を承継したとき	承継届出	遅滞なく	